

議案第17号

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

新居浜市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条

第1項第1号に掲げる者 37,500円

（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 37,500円

（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 56,200円

（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 75,000円

（5）次のいずれかに該当する者 93,700円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。）

以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ
(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 112, 500円

ア 合計所得金額が270万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 123, 700円

ア 合計所得金額が350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 131, 200円

第5条第2項及び第3項を削る。

第6条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第16条中「所得状況並びに当該者」を「所得状況、当該者」に、「本人並びに」を「本人及び」に、「地方税法(昭和25年法律第226号)」を「地方税法」に、「すべてが地方税法第317条の2第1項」を「全てが同項」に、「地方税法第317条の6第1項」を「同法第317条の6第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新居浜市介護保険条例の規定は、平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、第5条の規定にかかわらず、63,700円とする。

提案理由

新居浜市介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険法施行令の改正により設けられた保険料率の算定に関する基準の特例を踏まえた保険料率の改定を行うため、本案を提出する。